

横 手 市 農 業 委 員 会

令和5年度 第1回

農業委員会総会議事録

令和5年4月17日

令和5年度 第1回横手市農業委員会総会議事録

令和5年4月17日午前10時00分より下記案件審議につき、横手市農業委員会総会を横手市浅舞地区交流センターに招集する。

記

1. 議事録署名委員の指名について
2. 報告第1号 職員の任免について
3. 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
4. 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
5. 議案第3号 農用地利用集積計画審議について
6. 報告第2号 農地の転用事実に関する調査結果について

当日の出席委員

議席No.	委員氏名	出欠	議席No.	委員氏名	出欠
1	平良木 保	出	13	高瀬 俊作	出
2	木村 由美子	出	14		欠
3	菅原 一太郎	出	15	高橋 尚也	出
4	佐藤 仁	出	16	佐藤 省美	出
5	堀江 一彦	出	17	佐々木 由紀子	出
6	佐藤 勇	出	18	吉田 豊	出
7	遠藤 タミ子	出	19	高橋 康弘	出
8	丹波 賢太郎	出	20	高橋 正也	出
9	小笠原 夏子	出	21	佐藤 真志子	出
10			22	千葉 肇	出
11	近江 清廣	出	23	齊藤 龍平	出
12	佐々木 秀一	出	24	飯野 正和	出

当日の欠席委員

14番 伊藤 亨 委員

農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	事務局長	岩	瀬	司
	総務係長	佐	藤	亨
	農地振興係長	片	野	松 浩
	総務係主査	佐	藤	絹 子
	農地振興係主査	伊	藤	俊 一
	農地振興係主査	柴	田	正 之
	専門員	塩	田	正 秋
増田地域局	農委事務局主査	土	崎	正 之
平鹿地域局	農委事務局主査	佐	藤	雅 彦
雄物川地域局	農委事務局主査	菊	谷	仁 志
大森地域局	農委事務局主査	高	田	真 紀 子
十文字地域局	農委事務局主査	大	沼	美 奈 子
山内地域局	農委事務局主査	石	橋	大 輔
大雄地域局	農委事務局主査	照	井	理 香

議長

本日の出席者数は22名であります。
横手市農業委員会総会会議規則第11条に規定する定足数に達しておりますので、ただ今から第1回横手市農業委員会総会を開会いたします。

日程1、「議事録署名委員の指名について」本件につきましては、横手市農業委員会総会会議規則第23条第2項により、当職より指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

ご異議がないようですので、当職より
7番 遠藤 タミ子 委員
8番 丹波 賢太郎 委員
の両名を指名いたします。

日程2、報告第1号「職員の任免について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案書2ページから3ページをご覧ください。この度の4月1日付けの定期人事異動によりまして、解任する者を左側の転出者に、また新しく任命する者を右側の転入者としています。本件は、「横手市農業委員会会長専決規程」第2条第1号により、職員の任免に関し会長がこれを専決できる事項としていることから報告するものです。以上となります。

議長

以上、事務局より説明があったとおりです。皆様、どうぞよろしくお願ひします。
ここで暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

議長

会議を再開します。
日程3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、ご説明いたします。議案書5ページをご覧ください。申請案件は26件です。

「1番」から「5番」は、横手地域局管内からの申請です。「1番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。

「2番」は、知人に対して贈与をするものです。

「3番」・「4番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。
議案書6ページです。

「5番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。

「6番」から「11番」は、増田地域局管内からの申請です。

「6番」から「8番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。
議案書7ページです。

事務局

「9番」・「10番」は、自作地相互の交換をするものです。
「11番」は、経営移譲のため後継者に対して使用貸借による権利設定をするものです。
「12番」から「17番」は、平鹿地域局管内からの申請です。
「12番」は、破産による処分に伴う売買です。
議案書8ページです。
「13番」は、知人に対して贈与するものです。
「14番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。
「15番」・「16番」は、後継者に対して贈与をするものです。
議案書9ページです。
「17番」は、親族間の使用貸借による権利設定をするものです。
「18番」・「19番」は、雄物川地域局管内からの申請です。
「18番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。
「19番」ですが、申し訳ありませんが議案書の訂正をお願いします。
借り人の住所ですが、番地の記載が複数記載されておりますので、ひとつ削除願います。大変失礼いたしました。
「19番」は、新規就農に伴い、親子間の使用貸借による権利設定をするものです。
「20番」・「21番」は、大森地域局管内からの申請です。
「20番」は、大仙市の農地との自作地相互の交換をするものです。
議案書10ページです。
「21番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。
「22番」から「24番」は、十文字地域局管内からの申請です。
「22番」・「23番」は、自作地相互の交換をするものです。
「24番」は、知人に対して贈与するものです。
議案書11ページです。
「25番」・「26番」は、大雄地域局管内からの申請です。
「25番」・「26番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。
以上、配布しております別紙資料「農地法第3条調査書」の受付番号「1番」から「26番」に記載されておりますとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第1号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第1号」については、許可することに決定いたします。

議長

日程4、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局

それではご説明いたします。議案書14ページをお開きください。申請件数は全部で2件となっております。

「1番」は、平鹿地域局管内からのものです。

初めに、本件申請についての権利関係について説明いたします。本件申請地は、秋田県が施行中である土地改良事業の浅舞北部地区内であり、創設非農用地換地予定地として定められています。農林省構造改善局長通知により、この場合の農地法第5条の許可申請者は、当該事業主体と当該取得予定者とする旨、定められています。そのため、本件申請において、申請者は貸渡人が秋田県知事、借受人が議案書に記載の法人となっております。なお、換地処分後は、借受人が清算金を支払い、当該土地を取得する予定となっております。

農地区分です。申請地は、横手農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地であるため、「農用地区域内農地」と判断します。

事業概要です。借受人は、浅舞北部地区ほ場整備事業を契機に令和2年に設立された、農産物の生産・加工・販売や農作業の請負等を行う株式会社です。当地近辺には大型の乾燥調製施設が無く、直近のカントリーエレベーターに運搬する距離が長く時間が掛かるため、農家戸数の多い集落に隣接する当地を最適地として選定したものです。

土地概要です。申請地は、「平鹿地域局」から北西約3.2kmに位置しており、地目は登記・現況とも「田」となっています。隣接地の状況は、北側は法定外公共物を挟んで畑、西側は市道、南側は田、東側は法定外公共物を挟んで宅地となっております。

資金計画です。全額借入資金で対応するとのことで、金融機関の融資証明書により確認済みです。排水計画です。汚水・生活雑排水は発生しません。雨水排水は自然流下させ、水路へ放流する計画です。

被害防除については、十分な緩衝地を設ける計画となっており、周囲への影響はないと思われれます。

意見書は、秋田県雄物川筋土地改良区から、同意する旨の意見書が交付されています。

他法令については、「横手市うるおいのあるまちづくり推進要綱」第7条の規定による事前協議中であり、協議終了見込みです。また、道路法第24条による申請中であり、承認見込みです。

申請地は「農用地区域内農地」ですが、農用地利用計画において指定される用途に供するものであることから、農地法第4条第6項の不許可の例外に該当し「立地基準」を満たし、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考

えます。

現地調査は、4月10日、菅原一太郎委員と事務局で実施しています。

「2番」は、大雄地域局管内からのものです。

農地区分です。申請地は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんしている区域であるため、「第3種農地」と判断します。

事業概要です。譲受人は現在、実家で4世代同居しておりますが、子供の成長により手狭となり、夫婦と子供が暮らす住宅の新築を予定しています。建物の配置を計画したところ、ガレージを隣接農地へ設置する必要が生じたものです。

土地概要です。申請地は、「大雄地域局」から北西約2.2kmに位置しており、地目は登記、現況とも「田」となっています。隣接地の状況は、西側・北側は宅地、東側・南側は田となっています。

資金計画です。自己資金及び借入資金で対応するとのことで、それぞれ預金通帳の写し及び金融機関の事前審査結果回答書により確認済みです。

排水計画です。汚水・生活雑排水は公共下水道を利用、雨水排水は自然流下させる計画です。

被害防除は、十分な緩衝地を設ける計画となっており、周囲への影響はないと思われまます。

意見書は、秋田県雄物川筋土地改良区から同意する旨の意見省が交付されています。

他法令については、特にありません。

申請地は「第3種農地」であり「立地基準」を満たしており、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、3月31日、佐々木秀一委員、戸田賢隆推進委員、小松高義推進委員と事務局で実施しています。説明は以上です。宜しくご審議をお願いします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

4番

「1番」についてですが、備考に書かれてある文言、期間についてわかる範囲で結構ですので、具体的に説明していただけますか。

事務局

浅舞北部地区の土地改良事業の中で、土地改良事業が終了した後は農地以外の土地になる計画で整備されているところです。期間4年というのは、事業終了までもう4年かかる見込みですので、その間は県から土地を借りているという扱いです。この期間が終わりますと精算金を払って土地を取得するということです。

4 番	4 年後には借受人が取得できるということですね。
事務局	そういうことです。
議長	他に質問等ございませんか。
17 番	用途はライスセンター、これはライスセンターのみということですか。ほかに用途はありますか。
事務局	今回の申請では、ライスセンターを建設するだけの申請内容です。
17 番	分かりました。この会社は他に飲食店を経営しているので何かそれを目的にしているのかなと思ひまして質問させていただきました。ライスセンターのみということですね。
事務局	今回の申請はライスセンターのみの申請です。
議長	他に質問等ございませんか。
議長	それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 2 号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 2 号」については、許可することに決定いたします。
議長	日程 5、「議案第 3 号 農用地利用集積計画審議について」を上程いたします。
	はじめに「整理番号 374 番」は、議席番号 6 番 佐藤勇委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。
	(議席番号 6 番 佐藤勇委員 一時退席)
議長	それでは、「整理番号 374 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは説明いたします。「整理番号 374 番」につきましては、議案書 23 ページになります。相対による利用権設定でありまして、新規設定の 10 年間の利用権設定となります。 本農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法等の

一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定により旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件に該当するものと判断いたします。説明は以上でございます。

議長

事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですのでお諮りします。「整理番号 374 番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「整理番号 374 番」については、承認することにいたします。

退席委員の入場を認めます。

(議席番号 6 番 佐藤勇委員 着席)

議長

次に、議事参与案件を除く、「整理番号 324 番」から「整理番号 506 番」について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは説明いたします。議案書 18 ページになります。所有権移転になります。

「整理番号 324 番」から「整理番号 330 番」の 7 件につきましては、秋田県農業公社が出し手農家から農地を買い入れるものでありまして、来月以降に受け手農家に売り渡す予定のものとなっております。

続きまして、議案書 19 ページになります。相対による利用権設定になります。

「整理番号 331 番」から議案書 31 ページの「整理番号 443 番」までの議事参与案件を除く 112 件につきましては、新規設定が 52 件、再設定が 60 件となっております。続きまして、農地中間管理事業になります。議案書 31 ページの「整理番号 444 番」から議案書 38 ページの「整理番号 506 番」までの 63 件につきましては、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が利用権設定により農地中間管理権を取得し、4 月 18 日付で農用地利用集積計画の公告により農家に貸し付ける予定となっております。なお、共有地に係る利用権設定につきましては、2 分の 1 を超える共有持分を有する者の同意を得られていることを確認しております。本農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定により旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件に該当するものと判断いたします。説明は以上でございます。

議長

事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問

等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りいたします。議事参与案件を除く「整理番号 324 番」から「整理番号 506 番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議事参与案件を除く「整理番号 324 番」から「整理番号 506 番」については、承認することにいたします。

議長

以上をもって、「議案第 3 号」については、「意義のないものと認める。」との意見を付して、横手市長に進達することに決定いたします。

議長

日程 6、「報告第 2 号 農地の転用事実に関する調査結果について」を上程いたします。

議長

事務局の報告を求めます。

事務局

それでは説明します。議案書 40 ページをご覧ください。報告件数は全部で 4 件となっております。横手地域局管内が 3 件、平鹿地域局管内が 1 件です。

「1 番」についてです。照会地は、「朝倉地区交流センター」から北西約 1 km に位置しています。隣接地の状況は、北側・南側は法定外公共物、西側は法定外公共物及び田、東側は田となっております。

土地の状況です。31 年前、農業委員会の許可が必要であると知らずに、申請者が経営する法人の来客用駐車場として整地・舗装したとのことです。現在もコンクリート舗装された駐車場となっており、農地としての利用は困難な状態であり「非農地」と判断しました。

現地調査は、3 月 14 日、佐藤省美委員、高橋尚也委員、日野清和推進委員と事務局で実施しています。

調査結果は、3 月 15 日付けで記載のとおり報告しています。

「2 番」・「3 番」は隣接しており、一体的に利用されている土地ですので、一括して説明します。

照会地は、「朝倉地区交流センター」から北西約 1 km に位置しています。隣接地の状況は、北側は法定外公共物、西側は田及び宅地、南側・東側は市道、となっております。

土地の状況です。53 年前、農業委員会の許可が必要であると知らずに、申請者が経営する法人の資材置場として整地したとのことです。現在も整地・転圧され砂利交じりの土地であり、農地としての利用は困難な状態であり「非農地」と判断しました。

現地調査は、3 月 14 日、佐藤省美委員、高橋尚也委員、日野清和推進委員と事務局で実施しています。

	<p>調査結果は、3月15日付けで記載のとおり報告しています。</p> <p>次に「4番」についてです。照会地は、「吉田地区交流センター」から南東約1.7kmに位置しています。隣接地の状況は、北側・西側・南側は農地、東側は宅地となっています。</p> <p>土地の状況です。昭和40年代の土地改良事業によって、農地の間に水路が整備されたものと思われます。現在も水路となっており、農地としての利用は困難であり、「非農地」と判断しました。</p> <p>現地調査は、3月8日、飯野正和会長、佐藤勇委員、松井覚推進委員と事務局で実施しています。</p> <p>調査結果は、3月10日付けで記載のとおり報告しています。</p> <p>報告は、以上です。</p>
議長	<p>事務局の報告が終わりました。これより、現地調査をされました委員から、補足等ありましたらご説明をお願いします。</p> <p>(特になし)</p>
議長	<p>特にないようですので、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。</p>
4番	<p>「4番」について、変更後の地目についてどう読むのですか。</p>
事務局	<p>用悪水路（ようあくすいろ）と読みます。</p>
4番	<p>今水路になっていると説明がありましたが、どのような水路なのか詳しく教えてください。</p> <p>(暫時休憩)</p>
議長	<p>会議を再開します。</p>
事務局	<p>現地につきましては、U字溝水路が入っております。</p>
4番	<p>地目は用水路ではダメなのですか</p>
事務局	<p>排水を流す水路であり不動産登記法により定められた地目の中で該当するものが「用悪水路」ということになります。</p>
議長	<p>他に質問等ございませんか。</p> <p>ご質問がないようですので、「報告第2号」の報告を終わります。</p>
議長	<p>以上をもちまして、第1回総会を閉会します。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p> <p>(10時38分) 閉会</p>

上記会議の顛末を記録し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

横手市農業委員会

令和5年4月17日

議 長 飯野 正和

署名委員 遠藤 タミ子

署名委員 丹波 賢太郎
